

2023年3月6日実施の入札における質問および回答について

下記件名における契約について、質問がありましたので、回答します。

件名 就業ターミナル装置賃貸借

質問1 本契約に保守は含まれないという認識でよろしいでしょうか。

回答 本契約に保守は含まれません。

質問2 データ消去の対象となる機器が機器明細に無いように見受けられますが、対象となる機器をご教示頂けないでしょうか。あるいは、貴財団所有のハードウェアに今回調達するソフトウェアをインストールを実施し、満了時にインストールしたソフトウェアを完全に削除するという仕様である場合、データ消去するハードウェア内のすべてのデータを復元不可能に削除してしまってよろしいでしょうか。

※再設定に係る作業は一切含まないことを前提としております。

回答 本契約に係るデータ消去の対象となる機器は、当財団所有のパーソナルコンピュータです（タイムレコーダーは対象外です）。

また、契約期間満了時のデータ消去については、当該機器にインストールするソフトウェアのみが対象となることから、返却物件にはあたらないため、「データ保護及び秘密の保持に関する仕様書」に記載の該当箇所は適用しません。したがって、データ消去は不要といたします。

質問3 昨今の半導体不足等の影響により、機器の調達が不安定な状況が続いております。貴財団が指定する物件購入先となりますため、リース会社に責のない納期遅延等の不測事態が発生してしまった場合、リース会社は責を負わない認識で相違無いでしょうか。

回答 認識に相違ありません。納期遅延等の不測事態が発生した場合、賃貸借契約書（案）第6条2項に記載のとおり、売主に対し損害賠償を請求するものとしますので、賃貸人は責を負いません。

※参考

(物件の契約不適合等)

第6条 賃借者は、賃貸者から物件の引渡しを受けた後、当該物件について種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合には、別紙仕様書記載の物件の品質等の不適合について責任を負う者の負担においてこれを修補させ又は交換させることができる。

2 売主からの物件の引渡しが遅延し、又は物件の受領後、物件の契約不適合があつて賃借者が損害を受けたときは、速やかに書面で賃貸者に通知することとし、賃貸者は通知を受けた場合、売主に対する損害賠償請求権を賃借者に譲渡するものとする。

以上